



ご利用ください

法律・登記相談のお知らせ（事前予約制）

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見等心配ごとについてご相談ください。どなたでも自由にご相談できます。（相談無料・事前予約制）

●日時／8月25日(水)

午前10時～12時

●予約締切／8月23日（先着4名まで）

●場所／ふれあいプラザ

●担当相談員／

司法書士 森 奈津美

●予約先 役場総務課総務係

☎0137・84・5111

ご利用ください

精神保健相談（心の健康相談）の実施について

八雲保健所では、精神保健及び同障がい者福祉に関

する相談を実施します。

（予約制）

●日時／8月12日(木)

午後1時30分～3時

●場所／八雲保健所

●相談員／精神科医師又は心理相談員

●問合せ

八雲保健所健康推進課

☎0137・63・2168

ご利用ください

北檜山職業相談室での取り扱いについて

雇用保険受給手続から認定・給付まで、ご本人の申し出によりハローワーク八雲で受付ができますのでご利用ください。

ハローワーク函館・北檜山職業相談室への8月の職員派遣日は次のとおりです。大成区の方の管轄は江

差出張所です。

●派遣日時

8月4日(水)13時～17時

ご利用ください

函館裁判所出張手続案内の開催について

函館裁判所から職員が出張し住民の皆様を対象とした出張手続案内を行います。（予約制）

●場所／瀬棚総合福祉センター

●日時／8月19日(木)

午後1時～4時

●予約方法／8月12日までに函館地方裁判所事務局総務課長まで電話でお申込みください。

●問合せ 函館地方裁判所

☎0138・38・2372

ご利用ください

無料調停相談のお知らせ

江差調停協会による無料調停相談が行なわれます。

●場所／江差町文化会館

●日時／9月8日(水)

午前10時～午後3時

ご協力ください

「北方領土返還要求運動強調月間」について

8月は「北方領土返還要求運動強調月間」です。わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島の早期返還の実現のため、各種啓発活動や署名運動など様々な活動を行います。

●問合せ 総務課総務係

☎0137・84・5111



事業主の皆さまへ

8月31日は「個人事業税」の第1期分の納期限です

個人事業税は、個人で事業を営む方に課税される道税です。忘れずに納期内に

納めましょう。

納税には便利な口座振替をご利用ください。

●問合せ 檜山振興局税務課納税係

☎0139・52・6473

善意に感謝します

●社会福祉基金へ

金一封

・斉藤スミ 様（北檜山区）

発売期間は
7月30日(金)まで!!

サマージャン宝くじの賞金は、
1等・前後賞合わせて3億円!!



この宝くじの収益金は
市町村の明るく住みよいまちづくりに
使われます。



戸籍の窓口

(6月1日～6月30日届出)

お誕生おめでとう

- 小山 梨乃ちゃん (隆幸) 兜野
- 竹浪 瞭くん (潤) 西大里

ご結婚おめでとう

- 齊藤 勇也さん 若松
- 立花 悠さん 豊岡
- 栗本 貴康さん 本町6区
- 日置 円さん 本町8区

おくやみ申し上げます

- 平田 節さん (76歳) 若松
- 酒井 幸作さん (98歳) 若松
- 高瀬 良吉さん (72歳) 北檜山
- 武藤 ヨツさん (100歳) 丹羽
- 坂井 八郎さん (91歳) 栄
- 齊藤 忠光さん (81歳) 北檜山
- 竹村 正男さん (90歳) 豊岡
- 川原 香子さん (55歳) 本町4区
- 計良 キヨさん (82歳) 宮野
- 佐藤 幸雄さん (87歳) 上浦
- 小黒スノブさん (92歳) 宮野

この欄に掲載をしている方は、本人またはご家族の了解を得ています。

人口と世帯

6月末現在 (前月比)

| | |
|----|--------------|
| 人口 | 9,865人 (-17) |
| 男 | 4,666人 (-7) |
| 女 | 5,199人 (-10) |
| 世帯 | 4,616世帯 (-6) |

忘れないで納期限

個人町・道民税2期
国民健康保険税2期

納期限は

8月31日(火)です。

忘れずに納めましょう

平成22年8月1日から父子家庭のみなさまにも
児童扶養手当が支給されます!!
(8月～11月分の手当は12月支給となります。)

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには申請(認定請求)が必要ですので、11月30日まで忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)

*所得制限があり支給されない場合があります。



■問い合わせ・申請先

- せたな町役場 町民児童課児童福祉係 ☎0137-84-5111
- 瀬棚総合支所 地域町民課福祉係 ☎0137-87-3311
- 大成総合支所 地域町民課戸籍年金係 ☎01398-4-5511

❖お願い❖

『子ども手当の現況届』をまだ提出されていない方はお早めに出してください!!

年金係からのお知らせ

こんなときは国民年金の手続き(種別変更)が必要です!

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入することになっています。加入の種類(種別)は、次のとおりです。

| | |
|---------|----------------------------------|
| 第1号被保険者 | 自営業や学生など |
| 第2号被保険者 | 厚生年金や共済組合の加入者 |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない方) |

本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下表のように種別変更等の手続きが必要となる場合があります。手続きをされなかった場合、病気やケガで障害が残った時や、死亡した場合の障害年金・遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きしてください。

| こんなときは | 被保険者の種別 | 手続き方法 |
|--|---------|---------|
| 厚生年金等に加入していない方が20歳になったとき | 未加入→第1号 | 市区町村の窓口 |
| 第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき | 未加入→第3号 | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき | 第1号→第3号 | 配偶者の勤務先 |
| 第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき | 第2号→第1号 | 市区町村の窓口 |
| 第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき | 第2号→第3号 | 配偶者の勤務先 |
| 第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき | | |
| 年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき | 第3号→第1号 | 市区町村の窓口 |
| パート収入が130万円を超えた時など、配偶者の扶養から外れるようになったとき | | |

*** 函館年金事務所による年金相談(完全予約制) ***

◇日時: 8月4日(水) 午前10時30分から午後4時

◇会場: せたな町役場

■問い合わせ先/函館年金事務所 ☎0138-56-1165

- ・本庁町民児童課戸籍年金係 [担当/河野] ☎0137-84-5111 (内線1137)
- ・瀬棚総合支所地域町民課戸籍年金係 [担当/西田] ☎0137-87-3311 (内線3000)
- ・大成総合支所地域町民課戸籍年金係 [担当/萩原] ☎01398-4-5511 (内線2118)